

墓石設置にあたっての注意事項（墓石設置事業者の皆様へのお願い）

1 墓所に係る工事全般を通じて

(1) 工事着手前には必ず「墓所工事着手届出書」を提出してください。

※**墓石の施工図を添付してください。** - 袋井市墓地条例第14条 -

(2) 工事完了後は、「墓所工事完了届出書」を提出してください。 - 袋井市墓地条例第14条 -

(3) 重機等の使用時は、舗装や縁石等の破損に注意し、養生をした上で施工してください。

(4) 墓園内の施設を破損した場合には、必ず環境政策課へ報告してください。

（復旧工事や損害賠償を求める場合があります）

(5) 園内の水栓は使用してかまいませんが、セメントが固着した道具、コンクリートや石の削りかす等は、排水及び園内に流さないように注意してください。（配水管が詰まる原因になります）

(6) 墓石設置工事で発生した廃棄物等（残土を含む）は、持ち帰ってください。

(7) 車道以外に運搬機等の乗り入れする場合（裏面参照）は、施工前後の写真を撮り完了届提出時に添付してください。

2 各墓所の墓石設置に関する注意事項

(1) 和式墓所

ア縁石の加工はできません。

(2) 芝生墓所

ア設置してあるコンクリート蓋は、仮置き場（別紙参照）に置いておいてください。

イ区画表示プレートは墓石の前面に貼ってください。

ウカロートの上部表面より下の部分へは、墓石及び基礎は設置できません。

エ地表部分からカロートの上部までの間に、砂等を盛ることは可能です。

(3) 壁型墓所

ア墓石（壁面及び蓋）やカロートは加工してはいけません。

イ設置してあるカロートの蓋は、そのまま使用してください。

※ 上記以外の内容については、袋井市墓地条例、袋井市墓地条例施行規則、墓所使用者募集資料を御確認ください。

※ ご不明な点があれば、環境政策課（0538-44-3115）へお問い合わせください。

完了届添付写真例

施工後



施工後



施工後



施工前



施工前



施工前



施工中









重機等がエリア内へ入る場合、養生をしていることが分かる写真をつけてください。

袋井市夢の丘墓園 墓石設置時の注意事項



注意事項

-  芝生墓所エリアへのトラック等の車両の出入りは禁止です。
-  エリア及び歩道や排水路では、板等で養生をした上で墓石運搬機等を使用してください。
-  和式墓所エリアの舗装部分は車両の乗り入れ可能としますが、なるべく上記の様に運搬機等を使用してください。やむを得ず乗り入れる場合は路面や周囲の墓石、縁石等を傷めないよう養生をするなど対策してください。
- 園内の設置物（バリケード、パイロン等）を動かした場合には必ず元の状態に戻してください。
- 園内の整備状況によっては工事のために進入可能範囲が変更となる場合があります。
- いずれの場合も墓参者の迷惑にならないような作業を心掛けてください。

-  ... 芝生墓所エリア(車両進入禁止)
-  ... 和式墓所エリア
(車両進入可能 ※要注意)
-  ... 車両駐車可能範囲
(駐車場以外は資材仮置き可)